

議決事項第 7 号

| 規 則 名  | 理 由  | 要 旨  |
|--|--|--|
| <p>奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則</p> | <p>副校長の職が設置されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 職制上の段階<br/>副校長及び教頭の職制上の段階にある者の標準的な職を「教頭」とする。<br/>(第1条関係)</p> <p>2 施行期日<br/>令和4年4月1日から施行する。<br/>(改正附則関係)</p> |

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の

一部を改正する規則(案)

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則(平成

二十八年三月奈良県教育委員会規則十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第二号及び同表二の項第二欄第二号中「教頭」を「副校長及

び教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改 正 案

現 行

|  |   |
|--|---|
| <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員(以下「県立学校職員」という。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第十五条の二第ニ項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階(学校教育法(昭和二十二年法律第百六号)第三十七条(同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。)、第六十条(同法第八十二条において準用する場合を含む。)、第七十九条及び第八十二条において準用する第七十九条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号)第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。)に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> | <p>職務の種類<br/>職制上の段階<br/>標準的な職</p> <p>一 県立学校職員及び<br/>市町村立学校職員<br/>給与負担法第二<br/>十三条に規定<br/>する職員<br/>が行う職</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員(以下「県立学校職員」という。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第十五条の二第ニ項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階(学校教育法(昭和二十二年法律第百六号)第三十七条(同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。)、第六十条(同法第八十二条において準用する場合を含む。)、第七十九条及び第八十二条において準用する第七十九条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号)第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。)に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> | <p>職務の種類<br/>職制上の段階<br/>標準的な職</p> <p>一 県立学校職員及び<br/>市町村立学校職員<br/>給与負担法第二<br/>十三条に規定<br/>する職員<br/>が行う職</p> |
|--|---|

|             |   |           |   |   |
|-------------|---|-----------|---|---|
| 改<br>正<br>案 | 務 | 二 県費負 一 略 | 担教職員<br>(市町村<br>立学校職<br>員給与負<br>担法第二<br>三ノ八 略 | 職務<br>(が行う<br>を除く。<br>する職員<br>条に規定<br>三ノ八 略 |
|             |   |           |   |   |
| 現<br>行      | 務 | 二 県費負 一 略 | 担教職員<br>(市町村<br>立学校職<br>員給与負<br>担法第二<br>三ノ八 略 | 職務<br>(が行う<br>を除く。<br>する職員<br>条に規定<br>三ノ八 略 |
|             |   |           |   |   |